

労働保険に入っていない 会社に、人が集まるでしょうか。



人手不足が叫ばれる昨今、
社長のあなたなら、労働保険に入っていない会社を選びますか。
人は、安心できない環境で働きたいとは思いません。
労働保険は、人材確保、社員の安心、そして会社の安定のための保険です。
正社員、派遣、アルバイト、パートといった雇用形態に関わらず、
一人でも雇ったら必ず入るのがトップの責任です。

- 労働保険とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険を総称した言葉です。
- 労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は、事業主の責任です。
- 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

◎詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

雇ったら入るのが、トップの義務



事業主のみなさまへ

厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、集中的な広報活動を行う等、労働保険の加入促進に努めています。

社員、従業員、アルバイトなどを1人でも雇っている事業主は、すぐに労働保険(労災・雇用)の加入手続きをしてください。

※加入手続きにかかる詳細は[こちら](#)をご覧ください。

労働保険についてのご相談・お問い合わせは

愛媛労働局労働保険徴収室 TEL 089(935)5202

又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークにおたずねください。